

29製造療第83号

動物用医療機器製造業登録証

氏名又は
名称 東京医研株式会社

製造所の
所在地 東京都稲城市東長沼1131-1

製造所の
名称 東京医研株式会社

登録の
有効期間 平成29年3月20日から
平成34年3月19日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条の2の3第1項の規定により登録を受けた動物用医療機器の製造業者であることを証する。

平成29年3月13日

農林水産大臣 山本 有二



農林水産省指令 28 消安第 5396 号

東京都稲城市東長沼 1131-1
東京医研株式会社
代表取締役 神田 真寿生

平成 28 年 12 月 28 日付けで申請のあった動物用医療機器の製造業の登録の更新については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 23 条の 2 の 3 第 3 項の規定に基づき、申請のとおり登録する。

平成 29 年 3 月 13 日

農林水産大臣 山本 有二

